

# 高校生リバースメンター運営業務 仕様書

## 1 趣旨

2023年4月、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども基本法が施行された。こどもが自らの意見を言ったり、社会の様々な活動に参加したりする権利を尊重することが規定されている。

本事業は、高校生自らが群馬県知事のリバースメンター\*として政策を提言することで、群馬県として高校生ならではの感覚や価値観を持った意見を取り入れ、新たな展開を生み出すことを目的とする。

\* 部下や若手職員等が、上司やマネジメント層のメンターとなって指導や助言を行う人事施策のこと

## 2 業務の名称

高校生リバースメンター運営業務

## 3 事業内容及び対象者

### (1) 事業内容

高校生を知事のメンターとして任命し、知事との意見交換の中で得た問題意識を踏まえて政策を立案するとともに知事に提言を行う。

### (2) 対象者

群馬県内の高校（中等教育学校後期課程）に在籍または群馬県内在住の高校生の中から応募のあったうち、10名程度を選考する。

## 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 5 委託業務内容

上記対象者の選考や政策を提言するためのサポートを含む高校生が知事のメンターとして活動するための支援などの運営業務

### (1) 調整業務

#### ア 統括責任者の設置

委託業務全体を統括し、連絡窓口となる責任者を1人以上置く。

#### イ 進行管理・連絡調整

各企画が円滑に行われるよう、運営・進行管理を行うとともに、必要な人員を配置する。

また、群馬県、事業対象者、関係する県内外の企業、団体、大学等との円滑な連絡調整を行うとともに、必要に応じて各企画に係る資料等を作成する。

### (2) 運営業務（期間は予定）

#### ア 募集（令和8年4月）

応募フォーム及び周知用資料等を作成する。

#### イ 選考（令和8年5月）

応募のあった生徒のうち、適当と認められる生徒10名程度の選考案を作成し、群馬県に報告

する。

ウ 運営（令和8年5月～令和9年3月）

（ア）委嘱式・知事との意見交換（令和8年5月）

選考した生徒の委嘱式の運営を補助する。運営に必要な物品（飲料、生徒への謝礼等）を用意する。

（イ）政策立案のサポート（令和8年5月～8月）

生徒が政策を提言するためのサポートを適宜行う。サポートにあたっては、政策を磨き上げるための調査・研究の支援や生徒と県職員、関係者との打合せの調整等を行う。

（ウ）提言会（令和8年8月）

生徒が立案した政策を知事に提言するための提言会の運営を補助する。運営に必要な物品（飲料等）を用意する。

（エ）提言内容のアフターフォロー（令和8年9月～令和9年3月）

提言の事業化に向けて、生徒と県職員との打合せ等を行うためのサポートを行う。

（オ）知事との意見交換会（期間中に2回程度）

生徒が意見をまとめるためのサポートを適宜行う。

生徒と知事の意見交換会の運営を補助する。運営に必要な物品（飲料、生徒への感謝状、謝礼等）を用意する。

（カ）知事への助言（随時）

必要に応じて、メンターとして知事への助言を行うためのサポートを行う。

エ 定期打合せ（随時）

各生徒の進捗確認、メンタル面のケア等のため、web等による定期的な打合せを実施し、群馬県に報告する。

オ アンケートの実施

本事業の効果検証のため、対象者へのアンケート調査を行う。

（3）広報業務

ウェブサイト、SNSでの発信、各種報道機関等への情報提供等

（4）その他

生徒がメンターとしての活動を行うために必要と考えられる調査・研究や、提言実現のための大臣への要望等に係る生徒分の旅費を用意する。ただし、上記の委嘱式、提言会、知事との意見交換会等で、群馬県庁舎で実施する場合を除く。

## 6 実績報告書の提出

業務完了後、速やかに実績報告書を提出すること。

## 7 その他

- （1）契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者と細部を打合せのうえで締結する。
- （2）業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合、県にあらかじめ報告するものとする。
- （3）本業務を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。

- (4) 本仕様書に記載のない事項については、その都度協議して決定する。
- (5) 本業務の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- (6) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属することとし、群馬県は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。また、群馬県は、この業務において生じる成果物等を、受託者が他の業務でを使用することを妨げない。